

令和7年 南阿蘇村二十歳の誓いのお知らせ



村では、以下のとおり二十歳の誓い(旧成人式)を開催します。

■日時

令和7年1月3日(金)

開式 午前11時～(受付は午前10時～)

■場所

南阿蘇村役場 2階 大会議室

※例年と会場が異なりますのでご注意ください。

■対象者

平成16年4月2日から平成17年4月1日までの出生者で、次のいずれかに該当する人

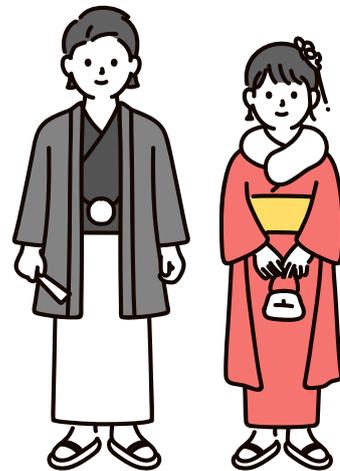
- ①現在村内に住所を有する人
- ②令和元年度南阿蘇中学校卒業生

■対象者の皆さんへ

対象者の皆さんに対し、案内状を送付しております。12月までに案内状が確認できない場合は、教育委員会までご連絡ください。

■保護者の皆さんへ

保護者様の来観については、会場の都合上席に限りがございますので、ご了承ください。



〈問い合わせ〉教育委員会 社会教育係 TEL0967 (67) 1602



ハートがたくさんの村づくり Vol.223

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

現在、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで、切れ目ない総合的な対策をさらに進める必要があります。

◆児童虐待とは？

- 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れて行かない など
- 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

子どもを健やかに育むために

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。子どもの気持ちに寄り添いながら、体罰などによらない子育てに社会全体で取り組み、みんなで子どもの人権を守りましょう。

参照：厚生労働省・子ども家庭庁広報

みつめる、みとめる

—11月10日～12月10日は熊本県人権月間です—



みつめる、みとめる
—みんな違う個性、みんな違う幸せ—

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111